

厚生労働省北海道労働局 発表
平成 31 年 4 月 9 日(火)

担 厚生労働省北海道労働局
職業安定部職業対策課
課 長 杉 本 秀 司
地方障害者雇用担当官 中 村 英 雄
当 電話 (011) 709-2311
(内線3684)

平成 30 年 北海道の民間企業における障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省北海道労働局では、このほど、民間企業における、平成 30 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主に報告を求め、それを集計したものです。

厚生労働省において、全国の障害者の雇用状況の結果を発表したところですが、北海道分の平成 30 年 6 月 1 日現在における集計結果は以下のとおりです。

なお、法定雇用率は平成 30 年 4 月 1 日に改定されています（民間企業の場合は 2.0%→2.2%、対象企業を従業員数 45.5 人以上に拡大）。

「平成 30 年北海道の機関等における障害者雇用状況の集計結果」（平成 30 年 12 月 25 日公表）は、次の URL で公開しています。

<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/content/contents/000356988.pdf>

I 概 要

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率		法定雇用率達成割合		法定雇用率達成機関・法人・企業の数
		北海道	全国	北海道	全国	北海道
民間企業	% 2.2	% 2.20	% 2.05	% 48.3	% 45.9	企業 1,795 / 3,713

◎ 集計結果のポイント

【 民間企業（45.5人以上規模の企業）】（法定雇用率 2.2%）

- 集計企業数は 3,713 企業（対前年比 12.9%、425 企業増加）
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は 654,625.0 人（対前年比 4.4%、27,435.5 人増加）
- 雇用されている障害者の数は **14,387.5 人**（対前年比 7.9%、1,053.0 人増加）
- 実雇用率は **2.20%**（対前年比 0.07 ポイント上昇）
- 法定雇用率達成企業の割合は **48.3%**（対前年比 5.8 ポイント低下）

Ⅱ 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

集計企業数は3,713社で、前年より12.9%（425企業）増加した。また、雇用率の算定基礎となる対象労働者数は654,625.0人と、前年より4.4%（27,435.5人）増加した。

雇用されている障害者の数は**14,387.5人**と、前年より**7.9%（1,053.0人）増加し、過去最高**となった。

このうち、身体障害者は9,297.0人、知的障害者は3,578.5人、精神障害者は1,512.0人であった。

実雇用率は**2.20%**と、前年より**0.07ポイント上昇し、過去最高**となった。

法定雇用率達成企業数は、前年より1.0%（17企業）増加し、**1,795企業**となったものの、達成企業の割合は、前年より**5.8ポイント低下し、48.3%**となった。

☞ 3ページ(1)グラフ、4ページ(2)グラフ
☞ 6ページ2(1)表、7ページ2(2)表

○ 企業規模別の状況

企業数は、45.5～100人未満の区分で前年と比べて大きく増加（413企業増加）した。

実雇用率は、1,000人以上の区分で2.54%と最も高く、次いで300～500人未満の区分で2.18%となっており、実雇用率が法定雇用率を上回っている区分は、1,000人以上の区分となっている。

法定雇用率達成企業の割合は、すべての区分で前年と比べ下回っている。

☞ 5ページ(3)、(4)グラフ
☞ 7ページ2(3)表

○ 産業別の状況

実雇用率が法定雇用率を上回っている業種は、生活関連サービス・娯楽業(4.57%)、医療・福祉(2.55%)、運輸・郵便業(2.39%)、電気・ガス・熱供給・水道業(2.25%)、製造業(2.24%)となっている。

雇用されている障害者の数は、卸売・小売業(238.0人増加)、医療・福祉(220.5人増加)の業種で前年と比べ大きく増加した。

☞ 5ページ(5)、(6)グラフ
☞ 8ページ2(4)表

○ 法定雇用率未達成企業の状況

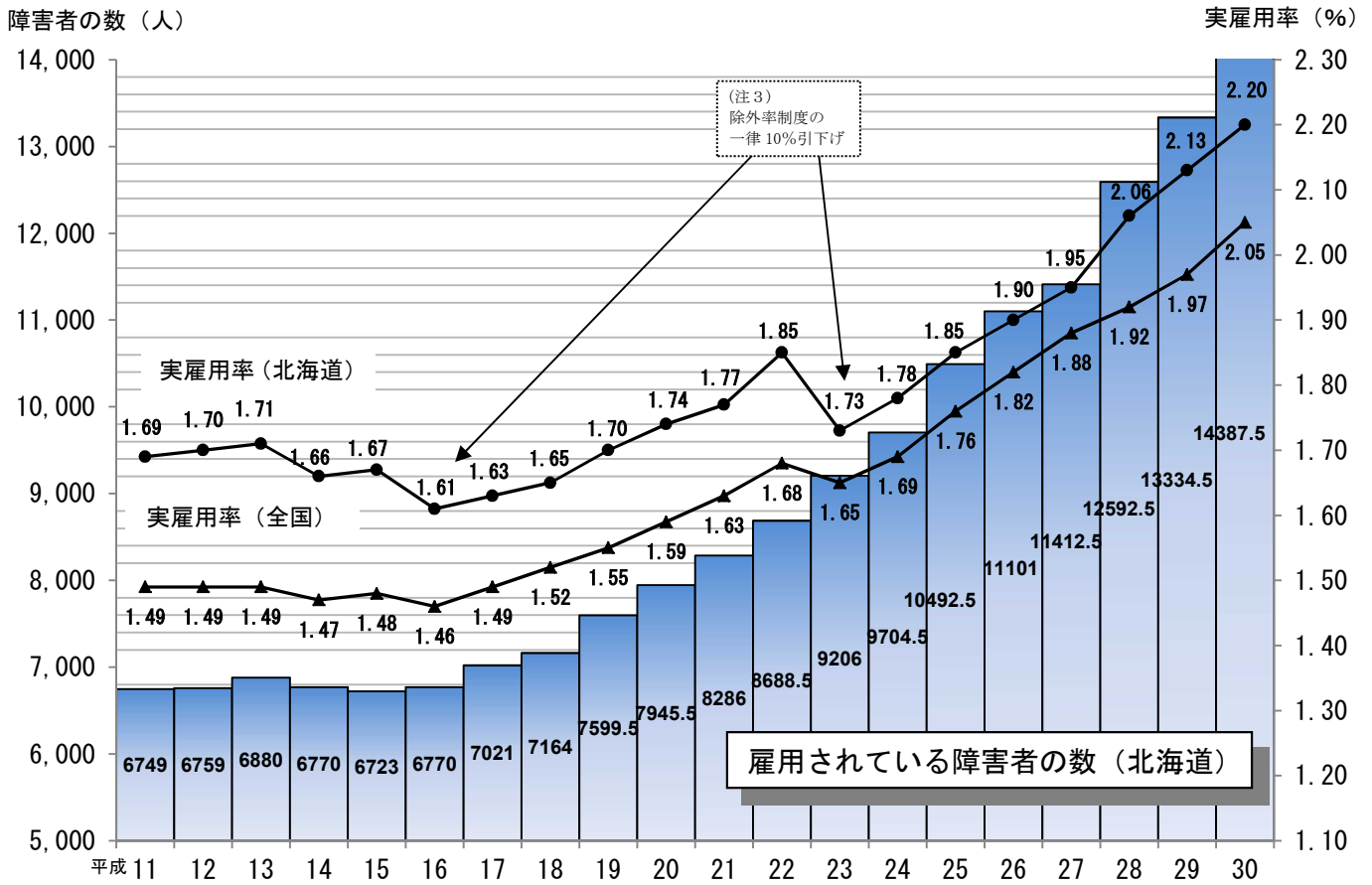
法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）の占める割合は、69.6%と過半数を超えている。

また、法定雇用率未達成企業のうち、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）の占める割合は61.5%となっている。

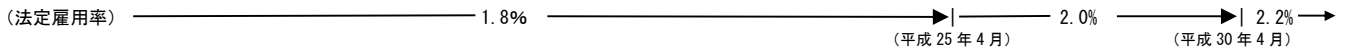
☞ 9ページ2(6)表

民間企業における障害者の雇用状況（グラフ）

（１）実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



雇用率達成企業の割合	51.7	52.1	51.3	48.3	47.6	46.3	46.1	46.9	47.9	49.5	49.7	53.0	48.7	50.1	45.6	47.6	49.9	51.5	54.1	48.3
------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------



（資料出所）厚生労働省職業安定局集計

（注1）雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年は45.5人以上規模）についての集計である。

（注2）「障害者の数」とは、次の表に掲げる者の合計数である。

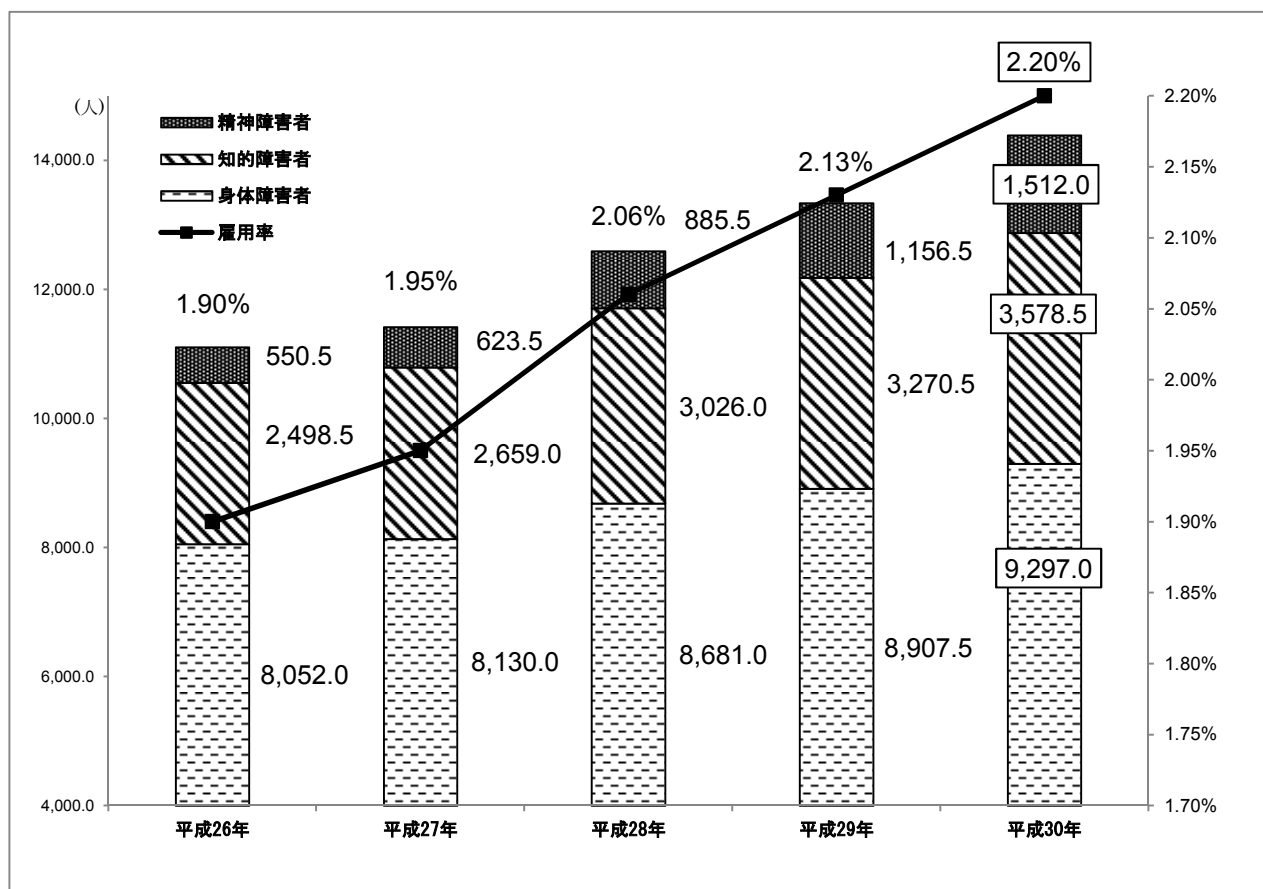
昭和51年度～昭和62年度	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
昭和63年度～平成4年度	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者
平成5年度～平成17年度	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者
平成18年度～平成22年度	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）
平成23年度～	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント、重度以外身体障害者である短時間労働者は0.5カウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント、重度以外知的障害者である短時間労働者は0.5カウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 ※（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント） ※ 平成30年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。 ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること ② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

（注3）平成16年4月及び平成22年7月に、民間企業に設定されている除外率制度（雇用義務数を算定する際に、障害者が就業することが困難とされる職種の労働者が相当の割合を占める業種に属する事業所については、業種ごとに定めた割合（除外率）により雇用義務を軽減する制度）について、すべての設定業種の除外率が一律10%引き下げられている。

（参考例）～ 除外率40%が設定されていた業種で、常用労働者数1,000人の企業の場合
 平成22年6月まで [除外率40%] → $(1,000人 - 1,000 \times 40\%) \times 1.8\% = 10人$ （法定雇用義務数）
 平成22年7月から [除外率30%] → $(1,000人 - 1,000 \times 30\%) \times 1.8\% = 12人$ （法定雇用義務数）

(2) 障害種別の雇用障害者数の推移

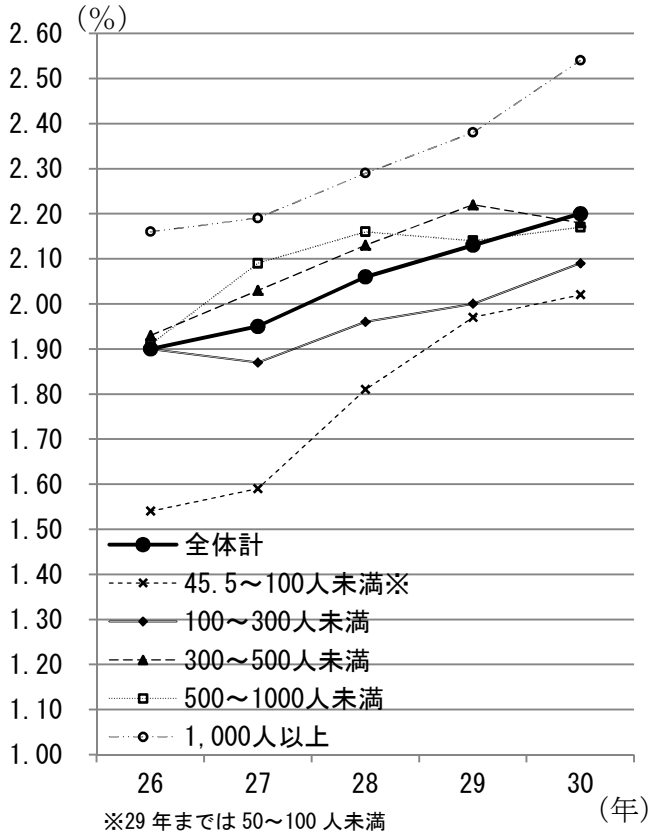
<障害者の数(人)>



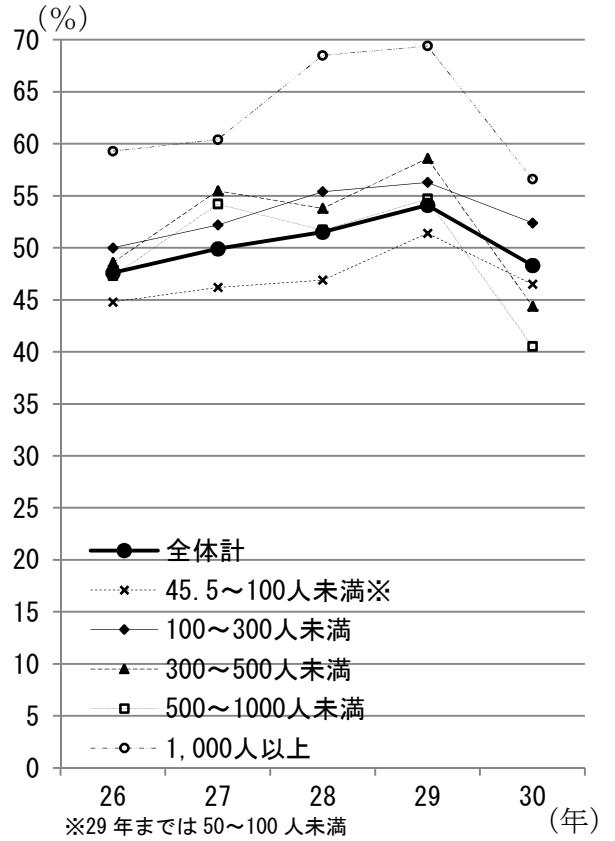
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
対象労働者数	583,833.5	586,690.5	610,690.5	627,189.5	654,625.0
障害者全数	11,101.0	11,412.5	12,592.5	13,334.5	14,387.5
身体障害者	8,052.0	8,130.0	8,681.0	8,907.5	9,297.0
知的障害者	2,498.5	2,659.0	3,026.0	3,270.5	3,578.5
精神障害者	550.5	623.5	885.5	1,156.5	1,512.0
雇用率	1.90%	1.95%	2.06%	2.13%	2.20%

注) (1)の表の注釈1～3と同様。

(3) 企業規模別実雇用率の推移

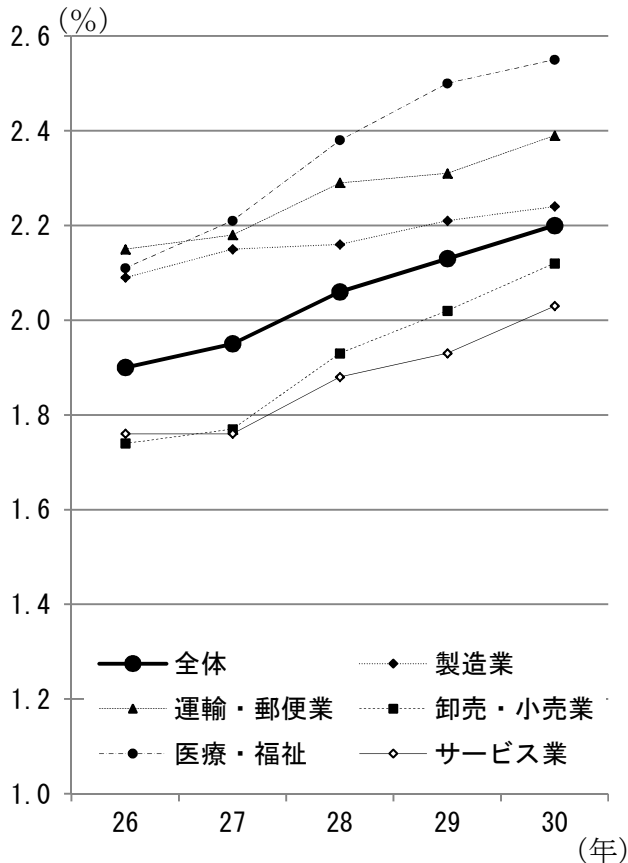


(4) 企業規模別達成企業割合の推移



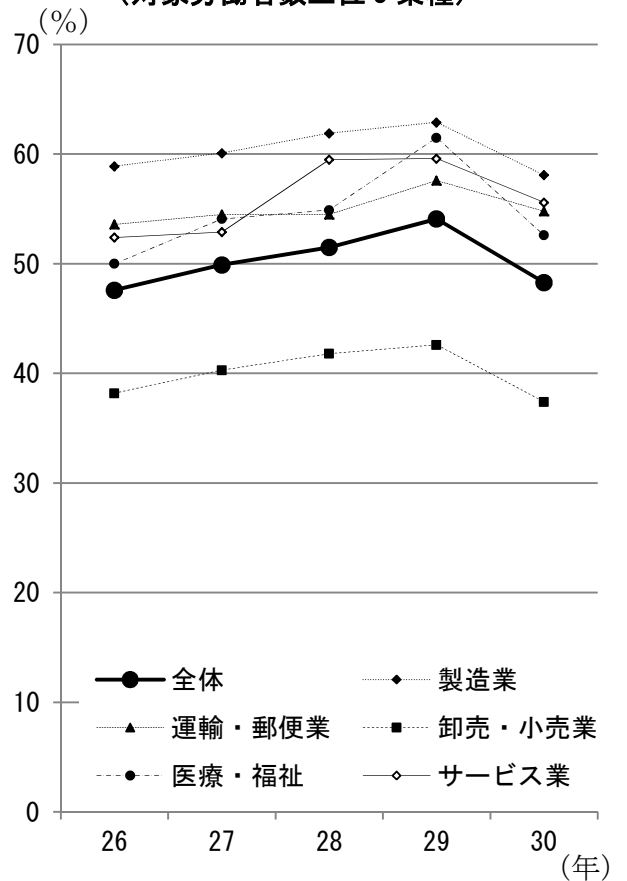
(5) 産業別実雇用率の推移

(対象労働者数上位5業種)



(6) 産業別達成企業割合の推移

(対象労働者数上位5業種)



< 総括表 >

1 民間企業における障害者の雇用状況【法定雇用率2.2%】

(各年6月1日現在)

区分		① 企業数	② 対象労働者数	③ 障害者の数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成企業の数		⑥ 達成割合
		企業	人	人	%	企業	%	
北海道	30年	3,713	654,625.0	14,387.5	2.20	1,795 / 3,713		48.3
	29年	3,288	627,189.5	13,334.5	2.13	1,778 / 3,288		54.1
全国	30年	100,586	26,104,834.5	534,769.5	2.05	46,217 / 100,586		45.9
	29年	91,024	25,204,720.0	495,795.0	1.97	45,553 / 91,024		50.0

注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

< 詳細表 >

2 民間企業における障害者の雇用状況【法定雇用率2.2%】

(1) 概況

(各年6月1日現在)

区分		① 企業数	② 対象労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 達成割合
				A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	$E \div ② \times 100$		
		企業	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
北海道	30年	3,713	654,625.0	2,669	447	7,724	1,757	14,387.5	2.20	1,795	48.3
	29年	3,288	627,189.5	2,588	447	6,790	1,843	13,334.5	2.13	1,778	54.1
全国	30年	100,586	26,104,834.5	117,892	16,026	262,305	41,309	534,769.5	2.05	46,217	45.9
	29年	91,024	25,204,720.0	112,860	14,842	231,187	48,092	495,795.0	1.97	45,553	50.0

注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。

3 A及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること。

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

(2) 障害種別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. Bのうち注)4に該当する職員 D. 計 A+(B-C)×0.5+C		
北海道	30年	14,387.5	2,418	376	3,760	650	9,297.0	251	71	2,595	821	3,578.5	1,104	551	265	1,512.0
	29年	13,334.5	2,324	363	3,618	557	8,907.5	264	84	2,268	781	3,270.5	904	505	—	1,156.5
全国	30年	534,769.5	98,193	11,691	129,993	16,276	346,208.0	19,699	4,335	68,757	17,353	121,166.5	50,708	20,527	12,847	67,395.0
	29年	495,795.0	94,234	10,821	126,584	15,162	333,454.0	18,626	4,021	63,181	15,679	112,293.5	41,422	17,251	—	50,047.5

- 注) 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④Dの計である。
 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。
 3 ②③D欄及び④B欄の短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
 4 精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
 ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
 ② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
 5 ②③欄のA、C欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③欄のB、D欄及び④B欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

(3) 企業規模別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 対象労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 達成割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				
45.5～100人未満	30年	2,093	141,229.0	471	117	1,519	543	2,849.5	2.02	974	46.5
	29年	1,680	120,293.5	418	114	1,131	566	2,364.0	1.97	864	51.4
100～300人未満	30年	1,248	205,206.0	818	140	2,265	494	4,288.0	2.09	654	52.4
	29年	1,239	202,608.0	817	149	2,021	507	4,057.5	2.00	697	56.3
300～500人未満	30年	198	75,237.5	328	41	862	163	1,640.5	2.18	88	44.4
	29年	203	77,840.5	350	47	879	199	1,725.5	2.22	119	58.6
500～1,000人未満	30年	121	82,500.0	370	45	933	144	1,790.0	2.17	49	40.5
	29年	117	81,951.0	374	40	898	135	1,753.5	2.14	64	54.7
1,000人以上	30年	53	150,452.5	682	104	2,145	413	3,819.5	2.54	30	56.6
	29年	49	144,496.5	629	97	1,861	436	3,434.0	2.38	34	69.4
計	30年	3,713	654,625.0	2,669	447	7,724	1,757	14,387.5	2.20	1,795	48.3
	29年	3,288	627,189.5	2,588	447	6,790	1,843	13,334.5	2.13	1,778	54.1

注) 2(1)の表の注釈1～5と同様。

(4) 産業別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区 分		① 企業数	② 対 象 労働者数	③ 障害者の数					④ 実 雇 用率 E÷② ×100	⑤ 法定雇用率 達成企業 の数	⑥ 達成 割合
				A. 重 度 身 体 障 害 者 及 び 重 度 知 的 障 害 者	B. 重 度 身 体 障 害 者 及 び 重 度 知 的 障 害 者 だ る 短 時 間 労 働 者	C. 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者、知 的 障 害 者 及 び 精 神 障 害 者	D. 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者、知 的 障 害 者 及 び 精 神 障 害 者 で ある 短 時 間 労 働 者	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5			
建設業	30年	189	18,828.5	78	4	134	2	295.0	1.57	88	46.6
	29年	136	15,914.0	67	4	117	2	256.0	1.61	71	52.2
製造業	30年	532	80,094.0	354	23	1,028	78	1,798.0	2.24	309	58.1
	29年	475	76,827.5	336	26	961	73	1,695.5	2.21	299	62.9
電気・ガス・ 熱供給・水道業	30年	15	12,894.0	77	1	134	1	289.5	2.25	9	60.0
	29年	12	12,849.5	76	1	129	1	282.5	2.20	7	58.3
情報通信業	30年	112	19,139.0	93	4	140	4	332.0	1.73	41	36.6
	29年	101	18,952.0	95	3	129	8	326.0	1.72	43	42.6
運輸・郵便業	30年	345	51,648.0	259	33	640	82	1,232.0	2.39	189	54.8
	29年	311	50,348.0	242	41	599	81	1,164.5	2.31	179	57.6
卸売・小売業	30年	580	156,877.0	490	119	1,989	490	3,333.0	2.12	217	37.4
	29年	524	153,578.5	493	109	1,742	516	3,095.0	2.02	223	42.6
金融・保険業	30年	62	18,855.0	85	3	120	9	297.5	1.58	14	22.6
	29年	60	18,123.0	75	4	107	11	266.5	1.47	18	30.0
不動産・ 物品賃貸業	30年	90	14,358.5	54	10	106	28	238.0	1.66	34	37.8
	29年	71	12,847.0	45	7	81	29	192.5	1.50	30	42.3
学術研究、専門・ 技術サービス業	30年	107	12,129.5	41	1	92	3	176.5	1.46	42	39.3
	29年	87	10,195.5	33	10	76	8	156.0	1.53	41	47.1
宿泊・飲食サー ビス業	30年	158	24,849.5	79	21	219	108	452.0	1.82	71	44.9
	29年	137	23,041.5	60	27	176	101	373.5	1.62	61	44.5
生活関連サー ビス・娯楽業	30年	96	15,057.5	111	16	413	73	687.5	4.57	43	44.8
	29年	87	14,692.5	107	16	349	70	614.0	4.18	44	50.6
教育・ 学習支援業	30年	77	9,194.5	32	6	51	4	123.0	1.34	33	42.9
	29年	71	8,903.0	30	8	46	1	114.5	1.29	34	47.9
医療・福祉	30年	833	140,074.5	630	149	1,815	689	3,568.5	2.55	438	52.6
	29年	767	134,079.5	654	148	1,509	766	3,348.0	2.50	472	61.5
複合 サービス業	30年	137	19,985.5	69	7	160	9	309.5	1.55	55	40.1
	29年	133	19,900.5	72	4	173	13	327.5	1.65	66	49.6
サービス業	30年	338	55,947.0	201	45	607	168	1,138.0	2.03	188	55.6
	29年	285	53,072.5	191	35	534	146	1,024.0	1.93	170	59.6
その他	30年	42	4,693.0	16	5	76	9	117.5	2.50	24	57.1
	29年	31	3,865.0	12	4	62	17	98.5	2.55	20	64.5
計	30年	3,713	654,625.0	2,669	447	7,724	1,757	14,387.5	2.20	1,795	48.3
	29年	3,288	627,189.5	2,588	447	6,790	1,843	13,334.5	2.13	1,778	54.1

注) 2(1)の表の注釈1～5と同様。区分は日本標準産業分類において分類された業種区分による。

(5) 地域（ハローワーク）別の雇用状況

（平成30年6月1日現在）

区 分	① 企業数	② 対象労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 達成割合
			A. 重度身体障害 者及び重度知 的障害者	B. 重度身体障害 者及び重度知 的障害者であ る短時間労働 者	C. 重度以外の身 体障害者、知 的障害者及び 精神障害者	D. 重度以外の身 体障害者、知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間労働 者	E. 計 A×2+B+C+D× 0.5			
	企業	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
全 国	100,586	26,104,834.5	117,892	16,026	262,305	41,309	534,769.5	2.05	46,217	45.9
北海道	3,713	654,625.0	2,669	447	7,724	1,757	14,387.5	2.20	1,795	48.3
札幌圏(注2)	1,820	408,748.0	1,657	279	4,694	1,060	8,817.0	2.16	786	43.2
札幌	859	208,298.5	910	129	2,217	574	4,453.0	2.14	362	42.1
札幌東	544	111,568.0	428	70	1,280	224	2,318.0	2.08	240	44.1
札幌北	417	88,881.5	319	80	1,197	262	2,046.0	2.30	184	44.1
函館	259	34,269.5	148	20	360	85	718.5	2.10	126	48.6
旭川	267	33,447.0	149	34	412	107	797.5	2.38	140	52.4
帯広	235	34,710.0	129	17	410	81	725.5	2.09	110	46.8
北見	119	12,913.5	40	12	252	35	361.5	2.80	67	56.3
紋別	19	1,389.0	4	0	26	13	40.5	2.92	14	73.7
小樽	100	12,335.0	57	4	125	20	253.0	2.05	49	49.0
滝川	89	11,686.5	45	5	238	20	343.0	2.94	48	53.9
釧路	143	17,880.5	72	16	232	138	461.0	2.58	85	59.4
室蘭	101	16,343.0	62	14	168	31	321.5	1.97	45	44.6
岩見沢	62	7,454.5	35	5	106	32	197.0	2.64	39	62.9
稚内	34	2,741.0	10	4	28	1	52.5	1.92	17	50.0
岩内	28	3,298.0	17	4	30	6	71.0	2.15	21	75.0
留萌	26	2,923.0	13	2	30	5	60.5	2.07	12	46.2
名寄	37	4,223.5	14	3	68	15	106.5	2.52	25	67.6
浦河	25	2,498.5	7	5	57	21	86.5	3.46	20	80.0
網走	45	4,849.5	19	2	44	11	89.5	1.85	25	55.6
苫小牧	155	22,753.5	106	13	216	37	459.5	2.02	77	49.7
根室	50	4,429.5	12	3	42	4	71.0	1.60	27	54.0
千歳	99	15,732.0	73	5	186	35	354.5	2.25	62	62.6

注) 1 2(1)の表の注釈1～5と同様。
2 「札幌圏」は、札幌、札幌東及び札幌北公共職業安定所管轄区域を集計した数値である。

(6) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

（各年6月1日現在）

区 分	① 法定雇 用率未達 成企業数	② 不 足 数								③ 障害者の数が0 人である企業数
		0.5～1人	1.5～2人	2.5～3人	3.5～4人	4.5～8人	8.5～20 人	20.5～30 人	30.5人～	
45.5～ 100人未満	30年	1,119	1,052	67	-	-	-	-	-	1,043
	29年	816	816	-	-	-	-	-	-	785
100～ 300人未満	30年	594	247	228	82	28	9	-	-	137
	29年	542	246	223	55	17	1	-	-	144
300～ 500人未満	30年	110	24	32	20	19	15	-	-	0
	29年	84	29	16	17	13	9	-	-	1
500～ 1,000人未満	30年	72	8	16	10	14	23	1	-	0
	29年	53	9	11	9	14	9	1	-	0
1,000人以上	30年	23	3	1	6	8	2	3	-	0
	29年	15	4	3	0	4	2	2	-	0
企業規模計	30年	1,918	1,334	344	118	69	49	4	-	1,180
	29年	1,510	1,104	253	81	48	21	3	-	930

注) ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在雇用している障害者の数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

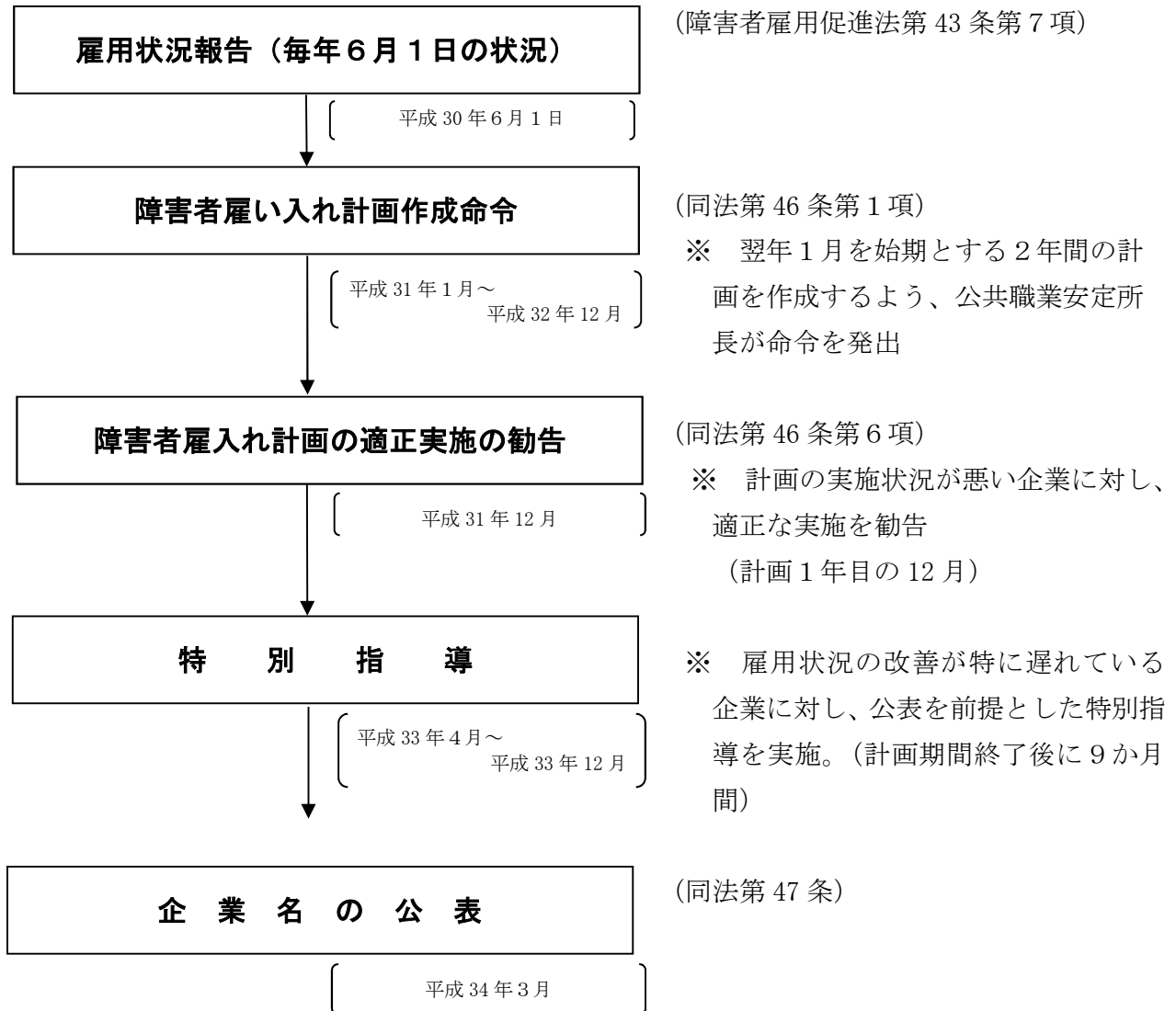
① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主等に対しては、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、下記のように、**ハローワーク**において雇用率達成指導を行っている。

不足数の多い企業等については、当該企業等の事業主に対して、北海道労働局、厚生労働省本省が直接指導を実施している。



[指導実績]

- 平成29年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の发出 179社（うち、北海道内 2社）
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 51社（うち、北海道内 4社）
 - * 「特別指導」の実施 23社（うち、北海道内 0社）
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 294社（29年度）（うち、北海道内 12社）
- 企業名の公表（全国値）
 - 18年度 2社、19年度 1社（再公表）、20年度 4社、
 - 21年度 7社（うち1社は再公表）、22年度 6社（うち2社は再公表）
 - 23年度 3社（うち1社は再公表）、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、平成29年度 0社